

# 配偶者控除及び 配偶者特別控除の改正について

働きたい人が就業調整を意識しなくてもよい仕組みを構築する観点から、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限の引き上げなど、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

この改正は、平成31年度(平成30年分所得)の住民税から適用されます。

## 改正内容

### ◆ 配偶者控除について

納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできなくなります。

| 納税義務者(扶養する人)の<br>合計所得金額 | 控除額     |                      |
|-------------------------|---------|----------------------|
|                         | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者<br>(70歳以上) |
| 900万円以下                 | 33万円    | 38万円                 |
| 900万円超950万円以下           | 22万円    | 26万円                 |
| 950万円超1,000万円以下         | 11万円    | 13万円                 |
| 1,000万円超                | 適用なし    | 適用なし                 |

### ◆ 配偶者特別控除について

配偶者の合計所得金額の上限が、これまでの76万円から123万円に引き上げられました。

また、納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は従来どおり適用できません。

| 配偶者の合計所得金額    | 納税義務者の合計所得金額 |                   |                     |
|---------------|--------------|-------------------|---------------------|
|               | 900万円以下      | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
| 38万円超90万円以下   | 33万円         | 22万円              | 11万円                |
| 90万円超95万円以下   | 31万円         | 21万円              | 11万円                |
| 95万円超100万円以下  | 26万円         | 18万円              | 9万円                 |
| 100万円超105万円以下 | 21万円         | 14万円              | 7万円                 |
| 105万円超110万円以下 | 16万円         | 11万円              | 6万円                 |
| 110万円超115万円以下 | 11万円         | 8万円               | 4万円                 |
| 115万円超120万円以下 | 6万円          | 4万円               | 2万円                 |
| 120万円超123万円以下 | 3万円          | 2万円               | 1万円                 |
| 123万円超        | 適用なし         | 適用なし              | 適用なし                |

「レディース&シニア  
産直野菜講座」を受講して、  
産直出荷しませんか！

「柿・ぶどう・いちじく・菊」の  
「栽培技術」を  
学んでみませんか！

## 受講生募集!!

出雲市アグリビジネススクールでは、次の5講座を平成31年1月から12月にかけて実施します。  
今回は1月から3月までの各講座の受講生を募集します。新規就農・定年帰農をめざす人にお勧めです。

**受講期間** 平成31年1月～3月

**応募要件** ①出雲市に住民票を有する人、もしくは出雲市で農業をはじめめる人

**受講料** 3,000円\*

※平成31年1月から3月までの3か月間の受講料です。  
平成31年4月から12月の9か月間の受講料は別途必要になります。

②研修会場まで自力で通うことができる人

**定員** 各講座10人

③必要最小限の農具を使用できる人

**申込期限** 12月7日(金)

④受講中のけが等に備え傷害保険に加入できる人  
(保険料は受講生負担。保険の紹介はできません)

### レディース&シニア 産直野菜講座

- ところ/ JAしまね出雲地区本部 東部営農センター 研修ほ場(東福町)
- 研修内容/ 座学・栽培研修

### 柿チャレンジ講座

- ところ/ JAしまね出雲地区本部 東部営農センター・松山店 研修ほ場(多久谷町・多久町)
- 研修内容/ 座学・栽培研修

### ぶどうチャレンジ講座

- ところ/ 県出雲合同庁舎 県農業技術センター 研修ほ場(浜町)
- 研修内容/ 座学・栽培研修

### いちじくチャレンジ講座

- ところ/ 多伎いちじく館 研修ほ場(多伎町)
- 研修内容/ 座学・栽培研修

### 菊チャレンジ講座

- ところ/ JAしまね出雲地区本部 荒木支店 研修ほ場(荒茅町)
- 研修内容/ 座学・栽培研修

- 座学では、栽培方法の基礎知識等を講義で学びます。
- 栽培研修では、研修ほ場で、栽培技術や管理作業などを学びます。

■申込み・おたずね/ 農業支援センター  
(☎21-6122 FAX 21-6998)

## 農地の賃借料情報をお知らせします

農地法改正によって標準小作料が廃止になった代わりに、賃貸借契約の目安として10aあたりの賃借料の平均値を示しているものです。あくまで参考ですので、実際の賃借料は各種条件を考慮し、貸し手、借り手双方で協議をして決めていただきますようお願いいたします。

なお、無償で農地を借りる契約が契約全体の約5割を占めています。

### 1. 田の部<10アールあたり>

(円)

| 地域名 | 出雲    |       | 平田    | 佐田    | 多伎    | 湖陵    | 大社    | 斐川    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 平坦部   | 中山間部  |       |       |       |       |       |       |
| 平均額 | 5,900 | 5,400 | 5,600 | 7,100 | 1,200 | 2,600 | 6,600 | 5,500 |

### 2-1. 畑の部(果樹を除く)<10アールあたり>

| 地域名 | 出雲    |       | 平田    | 佐田 | 多伎 | 湖陵    | 大社    | 斐川    |
|-----|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|-------|
|     | 平坦部   | 中山間部  |       |    |    |       |       |       |
| 平均額 | 8,000 | 5,000 | 5,000 | -  | -  | 6,900 | 4,100 | 4,800 |

### 2-2. 畑の部(果樹)<10アールあたり>

| 地域名 | 出雲     |       | 平田     | 佐田 | 多伎    | 湖陵 | 大社     | 斐川     |
|-----|--------|-------|--------|----|-------|----|--------|--------|
|     | 平坦部    | 中山間部  |        |    |       |    |        |        |
| 平均額 | 10,000 | 5,000 | 10,600 | -  | 5,500 | -  | 10,000 | 14,000 |

※出雲市の賃借料情報は、平成29年10月から平成30年9月までに締結された賃貸借契約の賃借料の情報をもとに算出したものです。

※賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、30kgあたり6,550円に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※地域の平均額は、各地域の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。

※10a未満は10aに換算した値です。

※出雲地域の中山間部は上津、稗原、朝山、乙立地区です。平坦部はそれ以外の地区です。

※表中の「-」は、該当案件がないことを表しています。

※無償契約のデータは上記平均額には含めておりません。



おたずね/出雲市農業委員会事務局 ☎21-6762